

令和3年度 第3回樋遣川公民館運営審議会

日 時：令和4年1月25日（火）午前10時～
場 所：樋遣川公民館・講堂

..... 会 議 次 第

- 1 開会

- 2 あいさつ
公民館参与
公民館運営審議会委員長

- 3 会議録署名委員の選任

- 4 議題
(1) 令和3年度 樋遣川公民館事業について（報告）

(2) その他

- 5 閉会あいさつ
公民館運営審議会副委員長

令和3年度 樋遣川公民館運営審議会委員

No.	氏 名	備 考
1	熊 倉 重 雄	下樋遣川区長
2	角 田 光 穂	上樋遣川区長代理
3	松 永 功	中樋遣川区長
4	森 博 司	戸川区長
5	渡 辺 正 男	町屋新田区長
6	矢 澤 弘 良	公民館利用団体（樋遣川菊の会会長）
7	熊 倉 敏 雄	社会福祉協議会樋遣川支部長
8	内 田 親	樋遣川平成クラブ連合会会長
9	中 山 道 子	加須地域女性会連合会副会長
10	渡 辺 由紀子	樋遣川女性会会長
11	秋 山 宮 男	樋遣川地区スポーツ協会会長
12	坂 本 文 子	樋遣川地区愛育班班長
13	菊 地 裕 子	樋遣川民生委員・児童委員協議会会長
14	隈 元 俊 介	加須北中学校校長
15	青 木 久 永	樋遣川小学校校長

1 令和3年度 樋遣川公民館事業報告について

【一般講座】

講座名	講師	定員	受講者又は 申込み者数	回数	期間	備考
はじめての絵手紙	目黒 久 先生	15名	8名	4回	6/6・13・20・27	高齢者学級と共催
写経講座	山下 裕康 先生	15名	9名	4回	11/24 12/8・22 1/12	〃
生け花とフラワーアレンジメント	古屋 由美子 先生	10名	—	3回	10/22 11/26 12/27	講師と相談し中止
ヨガ教室	松本 恒子 先生	10名	9名	5回	11/6・13・20・27 12/4	
手縫いで作ろう 素敵なトートバック	須加 美智子 先生	10名	7名	5回	11/1・8・15・22・29	
折り紙教室	小林 藤江 先生	15名	—	4回	10/1・8・15・29 11/12	日程変更によるキャンセルが相次ぎ、受講生少数のため中止
ミニ盆栽	鈴木 道善 先生	15名	14名	3回	11/5・19 12/3	
歴史講座	平澤 香 先生	15名	15名	3回	11/15・18・25	講義

【女性講座】（樋遣川女性会と共催）

講座名	講師	定員	受講者又は 申込み者数	回数	期間	備考
「リンパ体操」で健康な生活を	黒川 正男 先生	15名	4名	1回	11/17	
医療講演	羽生総合病院		—	1回	11月	依頼先で講演の目的が立たないとのことで中止

【子ども講座】

講座名	講師	定員	受講者又は 申込み者数	回数	期間	備考
こいのぼりを作ろう	涌井 容子 先生	15名	16名	1回	7/26	

【その他の講座】

講座名	講師	定員	受講者又は 申込み者数	回数	期間	備考
人権教育学級	生涯学習推進員	15名	—	1回	1/23	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止
高齢者学級	次ページ「高齢者学級」のとおり	—	—	7回	5月～1月	

【高齢者学級】

回数	開催日	学習時間		学習内容	講師	参加者又は 申込者数
1	5月25日 (火曜日)	午前8時30分 ～ 午後11時30分	3時間	開講式 健康づくり 「グラウンドゴルフ」	北部公園 久保田 洋子先生	28
2	6月 3日 10日 17日 20日 (木曜日)	午後1時30分 ～ 午後3時30分	2時間	はじめての絵手紙 【一般講座と共催】	目黒 久 先生	7
3	7月	午後1時30分 ～ 午後3時00分	1.5時間	健康講座 (新型コロナウイルス感染症 対応のため職員派遣出来な い)	羽生総合病院	中止
4	10月 1日 10月 8日 10月15日 10月22日 11月12日 (各金曜日)	午後1時30分 ～ 午後3時30分	2時間	折り紙教室 【一般講座と共催】	小林 藤江 先生	0
5	11月 9日 (火曜日)	午前8時30分 ～ 午後11時30分	3時間	健康づくり 「グラウンドゴルフ」 (雨天のため中止)	北部公園 久保田 洋子先生	中止
6	11月10日 (水曜日)	午後1時30分 ～ 午後3時00分	1.5時間	健康講座 「フレイル予防」 開講式	生き生き健康長寿課職員	14
7	11月24日 12月 8日 12月22日 1月12日 (各水曜日)	午後1時30分 ～ 午後3時30分	2時間	写経講座 【一般講座と共催】	山下 裕康 先生	0

【樋遣川公民館文化祭】

10月23日(土)・24(日)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

公民館のコミュニティセンターへの移行について

令和4年4月1日から、全ての公民館をコミュニティセンターに移行
～ 地域で集えるコミュニティ活動拠点を整備する ～

令和3年第4回定例会（12月議会）にて、議決

1 第100号議案 加須市立公民館を加須市立コミュニティセンターとするための関係条例の整備に関する条例

■ 目的

(1) 公民館の現状と課題

現在市内には、公民館10館が設置されていますが、加須地域及び北川辺地域のみに配置されており、地域的な偏りがあります。また、公民館は社会教育法に基づく社会教育施設であり、営利目的等での利用ができません。

(2) 公民館のコミュニティセンター化の目的

公民館をコミュニティセンターに移行することにより、地域の人々や様々な年齢層の市民が自由に集い、幅広い利用ができる場を充実します。また、既存のコミュニティセンターと合わせることで、概ね小学校区の単位で市内全域にバランスよく配置されることとなります。

(3) 条例改正の趣旨

地域で集えるコミュニティ活動の拠点施設として、加須市立公民館を加須市立コミュニティセンターとし、また、北川辺中学校の一部スペースに北川辺コミュニティセンターを新設するため関係条例を整備するものです。

■ 施行期日・主な改正内容

施行期日	No.	改正等の内容
R4. 2. 1	①	○ 北川辺公民館を廃止すること。
	②	○ 北川辺コミュニティセンターを新設すること。 ○ 北川辺コミュニティセンターの休館日を毎週火曜日及び年末年始と定めること。 ○ 北川辺コミュニティセンターの使用料を定めること。
R4. 4. 1	③	○ 公民館（加須地域の公民館9館）を廃止すること。 ○ 公民館参与を廃止すること。
	④	○ 加須地域の公民館6館（礼羽・大桑・水深・樋遣川・志多見・大越）をコミュニティセンターとすること。 ○ 新たな加須地域のコミュニティセンター6館の休館日を毎週火曜日及び年末年始と定めること。 ○ 新たな加須地域のコミュニティセンター6館の使用料をそれぞれ従前の公民館の使用料と同額とすること。 ○ コミュニティセンターの円滑な管理運営を図るため、コミュニティセンター運営委員会を置くことができることとすること。

※ 施設の利用許可に係る手続は、令和4年1月4日から行うことができることとすること。

2 スケジュール

令和3年		令和4年					
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
	北川辺公民館	■解体設計業務入札・契約 図面作成			積算		
			北川辺コミュニティーセンター	アスベスト調査			
公民館9館（加須地域）		コミュニティーセンター10館					
	■看板掲替工事契約・着工	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙等による市民への周知 ●R4.4までの施設予約開始(1/4～) ●施設利用団体への周知 					

公民館からコミュニティセンターへ移行に伴う
変わるところ 変わらないところ

利用許可申請

《現行》

利用日の属する月の3か月前の月初日から利用日の前日までに利用許可申請書を提出

申請書の様式や提出期限が変わるんだね

《移行後》

- ・利用日の属する月の3か月前の月の初日から利用日当日までに利用許可申請書を提出
- ・市外居住者、商業宣伝行為等が主たる目的で利用する者が許可申請する場合は2か月前の月の初日から利用日当日までに利用許可申請書を提出

施設利用予約受付

《現行》

- ①利用日の属する月の3か月前の月の初日から3日間(休館日を除く。)を「集中受付期間」とし、全て仮申請とする。
- ②受付時間：午前9時～午後4時
集中受付期間中は、電話又は郵送による申請は不可。
- ③集中受付期間(4日目)以降は、電話による仮申請が可能。原則、先着順。ただし、1週間以内の本申請が必要。
- ④調整日(集中受付期間の次の日)
* 利用希望日時の重複がある場合、団体相互の調整。調整がつかない場合、抽選。
- ⑤利用申請回数は、4回分まで。(4日間連続利用は不可。)
- ⑥市主催行事等の利用申請の優先受付あり。
- ⑦連続して利用できる期間は3日間

受付の「3日間ルール」は変わらないんだね

《移行後》

- ①利用日の属する月の3ヶ月前の月の初日から3日間(休館日を除く。)を「集中受付期間」とし、全て仮申請とする。
- ②受付時間：午前9時～午後5時
集中受付期間中は、電話又は郵送による申請は不可。
- ③集中受付期間(4日目)以降は、電話による仮申請が可能。原則、先着順。ただし、1週間以内の本申請が必要。
- ④月初の受付以外の申請受付は、原則、先着順。
* 利用希望日時の重複がある場合、ネット申請導入後はコンピューター抽選。
- ⑤月初の受付の際、利用申請は、1か月に4回まで。
* 同一曜日が5回ある月は、5回まで。
- ⑥市主催行事等の利用申請の優先受付あり。
- ⑦連続して利用できる期間は5日間

施設使用料・使用料の減免

《現行》

- ・使用料は規定により公民館毎に決められている。
- ・生涯学習活動を行う団体は、減免利用団体として登録される(有効期間1年間)。

減免基準クリアなら申請して承認を受けることは変わらないね

《移行後》

- ・加須地域9公民館は、現行公民館と同様料金のおり。北川辺は新料金による。
- ・公民館の減免利用登録団体は、生涯学習活動を行う事で引き続き使用料の減免となる。
- ・令和4年4月以降の減免利用申請は、コミセンの新しい規定に基づき対応。

公民館学習事業・公民館文化祭

(所管：生涯学習課)

- ・引き続き、生涯学習事業として、高齢者学級をはじめ一般講座等を展開する。
- ・今まで同様に、地区文化祭、コミュニティイベントとして実施予定(R4予算計上)

施設の休館日

《現行》

加須地域…火曜日、祝日、年末年始休
北川辺…月曜日(祝日と重なる場合は、翌日の開館日)、年末年始休

利用できる日が増えるね

《移行後》

火曜日(祝日と重なる場合は、直後の平日)、
年末年始休
※コミセン移行後は、祝日は開館となります。